

不用品買い取りのはずが貴金属を買い取られた！

(事例)「どんなものでもいいから女性用衣類を売ってほしい」と女性から電話があり、来訪を承諾した。後日男性の来訪があり、着物類を見せたが「アクセサリや金貨はないか」とせかされ、慌てて叔母の形見や亡夫からもらった指輪などの貴金属を出した。すると合計1200円の明細書とお金を渡され、物品を持ち帰られた。貴金属を出してしまったことを後悔している。取り戻したい。

<ひとことアドバイス>

- 買い取り事業者が、事前に買い取りを承諾していない物品を突然売るように要求したり、消費者の自宅を突然訪問して勧誘したりすることは禁止されています。売るつもりのない貴金属等の売却を迫られても、物品を見せず、きっぱり断りましょう。
- 必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類、買い取り価格、買い取り業者の名称、連絡先などを確認しましょう。
- 買い取り業者の訪問を受ける場合は、できるだけ一人で対応せず、信頼できる人に同席してもらいましょう。
- クーリング・オフできる場合があります。困った時や不審に感じた時はすぐにご相談ください。

浦河町消費生活センター 7月分相談件数 3件
浦河町消費者被害防止ネットワーク

不安に思った場合やトラブルが生じた場合はすぐにご相談ください

☎ 浦河町消費生活センター 22-6667 ・ ☎ 消費者ホットライン 188 ・ ☎ 警察相談電話 #9110